

## 森林整備作業道補修事業実施要領

(趣 旨)

**第1条** この要領は、森林の持つ国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を持続的に発揮させるために、植栽、保育、間伐等の森林整備（以下「森林整備」という。）を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用が促されていくことを踏まえ、その森林整備のための基盤となる作業道を対象に、通行又は走行が困難な路線の補修及び整備を行うものとし、本市と森林組合等（山林所有者からなる団体等をいう。）との協定により作業道における簡易な改良工事等を行う森林整備作業道補修事業（以下「補修事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設及び対象者)

**第2条** 補修事業の対象となる施設は、森林整備の必要な幅員3m以上の作業道とし、対象者は、当該作業道の受益山林の所有者等からなる団体（森林組合その他委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織を含む。以下「対象者」という。）とする。また、森林整備については、作業道の整備後、確実に施業が実施されることが前提で、その実績を森林整備実施報告書（様式7号）により提出しなければならない。

(事前の審査)

**第3条** 補修事業を実施するにあたっては、前条に規定する対象路線の代表者（森林組合等）が、あらかじめ農林水産部林務課及び各総合支所産業建設課に作業道の改良工事等について協議書（様式1号）及び、森林整備計画書（様式2号）、位置の分かる地図等（林班図）を提出しなければならない。

2 審査の結果、事業実施が適切であると判断した場合は、事業実施についての採択通知書（様式3号）を交付するものとする。

(対象工事)

**第4条** 補修事業の対象となる工事は、いずれも簡易なもので次に掲げるものとする。

- (1) 路面整地、崩土撤去等の補修又は線形の改良工事
- (2) 排水に関するものであって、木製横断溝の設置又は切り下げによる水切り、洗い越し等の工事
- (3) その他簡易な補修又は改良工事

(役割分担)

**第5条** 補修事業を実施するに際しては、本市は、対象者へ前条各号に掲げる工事に必要な原材料等（砕石、路面補修材、木製横断溝、その他当該工事に必要となるものをいう。）を支給し、機械、器具等を貸出すものとし、対象者は工事に従事するものとする。ただし、機械等の使用に当たっては、法令を順守するものとする。

(工事の実施)

**第6条** 補修事業の実施は、第3条の規定により事業の採択を受けた対象者が実施するものとする。

2 本市と対象者は、補修事業を実施するに際して、基本協定書（様式4号）の締結を行うものとする。

3 対象者の現場責任者は、対象工事を適正かつ安全に行うため、実施計画書（様式5号）の作成を行うものとする。

(工事の完了報告)

**第7条** 対象者は、対象工事が完了したときは、速やかに状況写真（作業前・作業中・作業完了後）を添付し、事業完了報告書（様式6号）を提出するものとする。

(確認検査)

**第8条** 市長は、第7条の報告があったときは、工事完了の確認を行うものとする。

(森林整備の実施報告)

**第9条** 対象者は、第3条により提出された森林整備計画について、森林整備実施後に森林整備実施報告書（様式7号）を提出するものとする。

(森林整備実施状況の確認)

**第10条** 市長は、第9条の報告があったときは、当該森林整備の実施状況の確認を行うものとする。

附 則

本要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要領は令和4年7月1日から施行する。